

武蔵村山市地域包括ケアボランティア活動団体支援事業Q & A

令和2年10月13日作成（初版）

Q 1 武蔵村山市地域包括ケアボランティア活動団体支援事業が利用できるのは誰ですか。

A 武蔵村山市に届出をしている「お互いさまサロン（以下「サロン」といいます。）」であって、第1号様式の提出によりこの事業に登録申請を行っているサロンが対象です。

Q 2 登録申請は毎年必要ですか。

A 必要ありません。登録申請は初回のみ行います。

Q 3 サロンの代表者が変更になりました。再度登録申請が必要ですか。

A 必要ありません。

Q 4 1回のサロン活動が3時間（180分）を超えます。スタンプを2個押すことができますか。

A 1回当たりの活動時間にかかわらず、スタンプの上限は1回の活動につき1個までとします。

Q 5 「90分以上の活動」に準備時間も含めて良いですか。

A 可能です。準備又は片付けの時間もサロン活動の一部と考えます。

Q 6 新型コロナウイルス感染防止で、三密を避ける観点から1日の活動を午前と午後の2部に分けています。スタンプを2個押すことができますか。

A 例示のように、三密を避ける観点から1日の活動を午前と午後の2部に分けて開催する際に、それぞれの開催に当たり準備や片付けを行う（午前と午後の活動が実態として時間的・内容的に2つの活動となる）場合においては、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される当面の間は、スタンプを2個押すことができることとします。

Q 7 新型コロナウイルス感染防止のため、1回の活動を90分未満としています。スタンプを押すことができますか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される当面の間は、1回の活動が90分未満であっても、1回の活動として評価し、スタンプを押して差し支えありません。

Q 8 新型コロナウイルス感染防止のため、参加者が集まる活動は自粛しています。代わりに見守り活動として参加者を個別訪問し、「脳トレドリル」等を配布しましたが、このような活動はどのように評価したら良いですか。

A 通常のサロン活動に加え、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される当面の間は、訪問等の方法により高齢者等の見守りを行う活動も対象とします。この場合、実際に行った訪問等の活動実績に応じて、それに相当する数のスタンプを押すことができますが、1日1個を上限とします。

Q 9 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、サロン開催についての検討会や打ち合わせ会議をサロン役員のみで行いました。このような活動はどのように評価したら良いですか。

A 本事業は「サロン活動」を対象とするものです。役員のみでの検討会や打ち合わせ会議については、スタンプを押すことはできません。

Q 1 0 転換交付金の使い道に制限はありますか。

A 転換交付金は、サロンの運営及び活動経費として御活用いただくものです。サロンの運営及び活動経費であれば使い道に制限はありません。

Q 1 1 地域介護予防活動支援補助金（サロン補助金）の交付を受けていますが、この事業との併用は可能ですか。

A 可能です。どちらもぜひ御活用ください。

Q 1 2 転換交付金の交付を受けた際に、収支内訳書等を市に提出する必要はありますか。

A 必要ありません。ただし、市が法令等に基づきサロンの活動状況について報告を求める場合がありますので、活動の実施状況等に係る関係資料を整備しておくことが望ましいものと考えます。